

令和5年5月15日改正版



# 工事に係る入札心得書

航空自衛隊横田基地

作戦システム運用隊基地業務隊

会計小隊

# 目 次

|      |                                |   |
|------|--------------------------------|---|
| 第1条  | 目的                             | 1 |
| 第2条  | 競争参加の申し出                       | 1 |
| 第3条  | 入札保証金等                         | 1 |
| 第4条  | 入札等                            | 2 |
| 第5条  | 入札参加の取りやめ                      | 3 |
| 第6条  | 公正な入札の確保                       | 3 |
| 第7条  | 入札の取りやめ等                       | 4 |
| 第8条  | 入札の無効                          | 4 |
| 第9条  | 落札者の決定                         | 5 |
| 第10条 | 再度入札                           | 5 |
| 第11条 | 落札者となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定 | 5 |
| 第12条 | 契約の保証                          | 5 |
| 第13条 | 契約書等の提出                        | 6 |
| 第14条 | 入札説明書等                         | 6 |
| 第15条 | 異議の申立                          | 7 |
| 第16条 | その他                            | 7 |
| 第17条 | 指名停止措置                         | 7 |
| 第18条 | 工事契約に係る苦情処理                    | 7 |
| 第19条 | 入札参加制限                         | 7 |
| 第20条 | 低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者          | 8 |
| 第21条 | 低入札価格調査に係る特別重点調査               | 8 |
| 第22条 | 数量公開                           | 8 |
| 第23条 | 質問                             | 9 |
| 第24条 | 不落随契の原則禁止その他                   | 9 |

## 工事に係る入札心得書

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものとし、細部は契約担当官の指示による。

### (目的)

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、〔国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、〔国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

[注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。]

### (競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

### (入札保証金等)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

- 2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別紙様式第1から別紙様式3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別紙様式第1及び別紙様式第2については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別紙様式第3については、入札前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

なお、別紙様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

- 4 入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に質問することができる。また、質問に際しては、入札説明書等において指定した担当部局に電話連絡し、書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

- 5 入札参加者は、別紙様式第4により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

- 6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。

- 7 入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

- 8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第十一号に該当する入札として、当該

入札参加者の入札を無効とする場合がある。

9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面（様式は自由とするが、入札参加者により作成されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際しては、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をFAX又は電子メールにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長（以下、「地方防衛局長等」という。）から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号28. 3. 31. 以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

11 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うことができるものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

（入札参加の取りやめ）

第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別紙様式第5）を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

3 入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、地方防衛局長等から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し又は不穩の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加資格を有しない者のした入札
- 二 入札書の提出期限後に到達した入札
- 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札
- 四 委任状を提出しない代理人のした入札
- 五 入札参加者名を欠く入札
- 六 金額を訂正した入札
- 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
- 十 2通以上の入札書を提出又は入札箱に投入した者のした入札
- 十一 その他入札に関する条件に違反した入札

- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
  - 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
  - 二 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
  - 三 予決令第86条第1項に基づく契約担当官等が行う調査等に協力しないとき
  - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき
  - 五 落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局長等から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたとき

(落札者の決定)

第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次いで有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第1号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を、入札を保留する場合は保留する旨を通知する。
- 5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第12条の1 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

第12条の2 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札説明書等)

第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。



(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第16条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

(指名停止措置)

第17条 第4条第10項なお書き及び第6条第4項に規定するもののほか、この心得書に定める入札手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、地方防衛局長等から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(工事契約に係る苦情処理)

第18条 苦情及び再苦情の申立て等については、防整施(事)第148号(28.3.31)により、行うものとする。

(入札参加制限)

第19条 競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととする。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、本則第6条第2項の規定に抵触するものでない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (エ) 組合（共同企業体を含む。）の理事
- (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者）

第20条 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事（3500万円以上（建築一式工事7000万円以上））において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者
- (2) 発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当官等に通知することとする。

（低入札価格調査に係る特別重点調査）

第21条 付紙のとおり。

（数量公開）

第22条 発注する工事は、原則として、「諸工事の数量の公開について（通知）（防

整技第7177号28.3.31)に規定する数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの細則は、属紙第1「数量公開の説明書」(「秘密を要する場合における調達」については属紙第2)を参照するものとする。ただし、実施については、契約担当官の指示による。

(質問)

第23条 入札説明書に対する質問又は函面、仕様書、現場説明書等に対する質問については、原則として、書面により行うものとする。

(不落随契の原則禁止その他)

第24条 再度入札で落札しない場合においては、特別な場合を除き不落随契は行わない。

2 1回目の開札において予定価格と最低入札金額の差が大きい場合は、補足説明等を行い、積算の見直しに必要な時間を設けた上で2回目の入札を行う場合がある。

3 入札回数は原則2回までとしているところであるが、契約担当官の判断により、3回目の入札を行う場合がある。

この心得は、令和5年5月15日から適用する。

年 月 日

# 委 任 状

受任者  
営業所等名  
役 職  
氏 名  
電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について次の権限を委任します。

## 記

工事名（業務の名称）：

委任事項（例）

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 . . . . .

委任者

住 所  
商号又は名称  
役 職  
代表者氏名  
電 話 番 号

契約担当官

航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

年 月 日

年 間 委 任 状

受任者  
営業所等名  
役 職  
氏 名  
電話番号

私は上記の者を代理人と定め、貴職発注の工事（業務）について下記の番号に ○  
の付記のある権限を委任します。

記

委任期間（※）                   年   月   日から  
   年   月   日まで

1. 入札に関する事項
2. 見積に関する事項
3. 契約締結の権限
4. 代金の請求及び領収に関する事項
5. 復代理人選任の権限
6. 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者  
住 所  
商号又は名称  
役 職  
代表者氏名  
電 話 番 号

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

※委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

年 月 日

# 委任状

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

当社は、 を代理人と定め、下記工事（業務）の番号に  
○の付記のある権限を委任します。

工事名（業務の名称）：○○○○○工事

## 記

- 1 入札に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

代理人使用印

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)  
(電話番号)

## 入 札 書

貴通知・公告に対し、入札（見積）及び契約心得・工事に係る入札心得書・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

入札者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号  
代理人氏名  
代理人電話番号

- 1 件名：○○○○工事
- 2 工事場所：○○○○基地
- 3 工期：契約締結日～ 年 月 日

総 額 ¥

工事内訳

| 件名（品名）     | 規 格     | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 直接工事費      | 仕様書のとおり | 式   | 1   |     |     |
| 共通費        |         |     |     |     |     |
| I 共通仮設費    |         | 式   | 1   |     |     |
| II 現場管理費   |         | 式   | 1   |     |     |
| III 一般管理費等 |         | 式   | 1   |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |
| 工事価格       |         | 式   | 1   |     |     |

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

入 札 辞 退 届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号  
代理人氏名  
代理人電話番号



見 積 書

工事名（業務の名称）：

見積金額：¥

上記の金額をもって見積心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、見積します。

年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号  
代理人氏名  
代理人電話番号

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

見 積 辞 退 届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により見積を辞退します。

年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号  
代理人氏名  
代理人電話番号

## 低価格入札に係る特別重点調査について

本規定は、低価格入札に係る特別重点調査の対象工事に適用する。

- 1 特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）別表第2第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（付紙様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、誓約書（付紙様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2 その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第1号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（付紙様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、

手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（付紙様式 2-1、付紙様式 2-2、付紙様式 2-3、付紙様式 3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、付紙様式 5 に記載する技術者及び付紙様式 1 4-4 に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（付紙様式 4）

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（付紙様式5）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（付紙様式6-1、付紙様式6-2）

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（付紙様式7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（付紙様式8-1）

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（付紙様式8-2）

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売され

た実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること

(他社からの購入による資材費の低減が可能であること。)

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。)

(9) 手持ち機械の状況(付紙様式9-1)

ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること(手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)

(10) 機械リース元一覧(付紙様式9-2)

ア 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画(付紙様式10-1)

ア 自社労務者を充てる場合

(ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、過去3か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金

額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（付紙様式10-2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（付紙様式11）

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（付紙様式12）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（付紙様式13-1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。



(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（付紙様式13-2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（付紙様式13-3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全教育等）（付紙様式14-1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（付紙様式14-2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の

各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（付紙様式14-3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（付紙様式14-4）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（付紙様式15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を

上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（付紙様式 1 6）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（付紙様式 1 7）

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

(25) 補足

本調査の細部については、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について（通知）」（防整施第 7 1 2 3 号 2 8. 3. 3 1）（以下「通知」という。）に定めるところによる。

なお、工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第 2 5 条第 1 項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（防整施第 7 1 2 2 号。2 8. 3. 3 1）別紙第 2 0 号に該当する工事については、通知別紙第 1 項に定める調査価格の算定は、次による。

「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」の費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費から 1 0 分の 1（昇降機等の場合 5 分の 1）を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の 1 0 分の 1（昇降機等の場合 5 分の 1）を加えた額として、特別重点調査の実施を判定する。

## 数量公開の説明書

### 1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

### 2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

### 3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

#### ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引（平成 3 0 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

#### ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

## 数量公開の説明書

### 1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

### 2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、図面等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、図面等に対する質問の回答書とは区別に回答する。

### 3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

#### ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引（平成 3 0 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

#### ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

### 4 数量書の取扱い

数量書については、次のとおり取り扱うものとし、工事費積算等の目的以外に第三者に貸与し、複写、閲覧させてはならない。

(1) CD-R 等で貸与させる場合

CD-R 等で貸与される数量書は、図面等と同時に貸与するものとし、数量書の返却は、電子入札方式で参加している者については開札日から 7 日以内に、紙入札方式で参加している者については、開札日あるいは開札日前日の入札書又は見積書提出時に持参により返却するものとする。

また、CD-R等の返却の際に、当該数量書の電子データを所有するパソコンから消去した旨の数量書消去報告書（属紙様式）も併せて提出するものとする。

(2) 電子メールにより送付される場合

電子メールにより送付される数量書は、指名通知書又は見積依頼通知書送付後速やかに送付する。

また、開札日から7日以内に当該数量書の電子データを所有するパソコンから消去した旨の数量書消去報告書を提出するものとする。

なお、報告書の提出は、持参又は郵送により提出するものとし、航空自衛隊航空中央業務隊会計科契約担当者まで提出するものとする。

(3) 当該数量書の電子データの流出等が発覚した場合は、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止等の措置を講ずることとする。

(4) 書面で貸与される数量書は、CD-R等の返却に併せて返却するものとする。

年 月 日

数量書消去報告書

契約担当官  
航空自衛隊作戦システム運用隊  
会計小隊長 ○○ ○○ 殿

会社名：○○建設株式会社  
住 所：○○市○○区○○町○-○  
代表者氏名：代表取締役○○○○

工事名：○○（○○）○○○○整備工事

年 月 日に貸与（送付）された上記工事の数量書について、当社所有のパソコンから次のとおり消去しましたので報告します。

以上

消去年月日： 年 月 日  
確 認 者：役職名 ○○課長  
氏 名 ○○ ○○ 印